

10月から、皆さん一人ひとりに、マイナンバー(個人番号)が通知されます



10月以降、マイナンバー通知カードが送付されます!

マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

10月以降、マイナンバーを通知するための「通知カード」が、各世帯に送付されます。

また、「通知カード」とともに送付される交付申請書で申請することにより、平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付を無料で受けることができます。

●「通知カード」って、どんなもの?

「通知カード」は、各個人に対してマイナンバーを通知することを目的とした**紙製の簡易的なカード**です。カードには氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されますが、顔写真は入りません。マイナンバーを確認する証明として用いることはできますが、本人確認のための身分証明書として用いることはできませんのでご注意ください。

「通知カード」は、10月から各世帯に簡易書留で、原則として住民票に登録されている住所宛てに郵送されます。なお、届いた通知カードは紛失しないよう大切に保管してください。



●「個人番号カード」と「通知カード」は何が違うの?

「個人番号カード」は、**本人確認のための身分証明書として、また、マイナンバーを証明する書類として利用できるプラスチック製のICカード**であり、カードの表面には氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にはマイナンバーが記載されます。

10月から送付される「通知カード」によりマイナンバーが通知された後、交付申請書で申請すると、平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付を無料で受けることができます。



●民間事業者の皆さんへ マイナンバー利用に当たっての注意点

①マイナンバーの取得は、法令で定められた場合に限りです。

- ▼利用目的をきちんと明示する必要があります。
- ▼マイナンバー取得時は、厳格な本人確認が必要です。

②税や社会保障に関する手続き書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出します。

- ▼利用目的以外の利用・提供はできません。

③マイナンバーが記載された書類の保管は、必要がある場合に限りです。

- ▼必要がある場合に限り、保管し続けることができます。
- ▼不要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

●問い合わせ

▼コールセンター(全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178) ^{マイナンバー}▼東海村総務課総務法制担当(☎282-1711 内線1313) ※詳細は、内閣官房ホームページ(社会保障・税番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)をご覧ください。▼通知カードの送付、個人番号発行手続きに関すること…住民課住民担当(☎282-1711 内線1125)